

(寺院で一の旧宗教法人が継続している場合)

宗教法人地位承継証明願

年 月 日

富山県知事 殿

事務所所在地

宗教法人「 」

代表役員（代務者）

「 」は、宗教団体法（昭和14年法律第77号）第2条第2項及び第32条第1項の規定により宗教団体法による宗教法人「 」となり、その後宗教団体法による宗教法人「 」は、宗教法人令（昭和20年勅令第719号）附則第2項の規定により（旧）宗教法人「 」となり、その後（旧）宗教法人「 」は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第14条及び附則第5項の規定により（現）宗教法人「 」となったもので、（現）宗教法人「 」は、「 」の権利義務を承継したことを証明願います。

(寺院で二以上の旧宗教法人が合併した場合)

宗教法人地位承継証明願

年 月 日

富山県知事 殿

事務所所在地

宗教法人「 」

代表役員 (代務者)

「 」は、宗教団体法 (昭和14年法律第77号) 第2条第2項及び第32条第1項の規定により宗教団体法による宗教法人「 」となり、その後宗教団体法による宗教法人「 」は、宗教法人令 (昭和20年勅令第719号) 附則第2項の規定により (旧) 宗教法人「 」となり、その後 (旧) 宗教法人「 」は、宗教法人法 (昭和26年法律第126号) 第14条及び附則第6項の規定により (現) 宗教法人「 」となったもので、(現) 宗教法人「 」は、「 」の権利義務を承継したことを証明願います。